

江府町告示第49号

令和元年12月2日

江府町長 白石 祐治

第7回江府町議会12月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和元年12月9日

2、場 所 江府町役場議場

---

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

上 原 二 郎

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第7回江府町議会12月定例会会議録（第1日）

令和元年12月9日（月曜日）

---

議事日程

令和元年12月9日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第94号 江府町印鑑条例の一部改正について
- 日程第5 議案第95号 江府町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第97号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第98号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 江府町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第101号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第102号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第103号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第104号 会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について

---

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也

2 番 川 端 登志一

3 番 阿 部 朝 親

4番 上原 二郎      5番 空場 語      6番 三好 晋也  
7番 三輪 英男      8番 川上 富夫      9番 長岡 邦一  
10番 川端 雄勇

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 下垣 吉正

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	白石 祐治	副町長 .....	影山 久志
教育長 .....	富田 敦司	総務総括課長 .....	池田 健一
住民課長 .....	日野尾 泰司	農林産業課長 .....	川上 良文
建設課長 .....	小林 健治	教育課長 .....	加藤 邦樹
福祉保健課長 .....	生田 志保	企画財政担当課長 .....	松原 順二
商工観光担当課長 .....	末次 義晃	会計管理者 .....	藤原 靖

---

午前10時40分開会

○議長（上原 二郎君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和元年第7回江府町議会12月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番 阿部朝親議員、5番 空場語議員の両名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月13日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、5日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（上原 二郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。

9月議会以降の議員派遣の報告並びに議会活動報告は、印刷をして、お手元に配付のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 9月定例議会以降の行政報告でございます。

9月の定例議会以降の行政報告でございます。お手元に行政報告の各課別をお配りしておりますので、それをご覧いただきたいと思っております。主なもののみご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。全国町村長大会がございまして、11月26日からそれを含まれて、様々な大会に出席をいたしました。全国治水砂防促進大会、全国過疎自立促進連盟総会、過疎につきましては、新しい過疎法を制定するということで決起集会的な部分もございました。その後、地元の選出国會議員等に懇談を行いまして要望を行ったところでございます。

その2つ下なんですけれども、公共施設等あり方検討委員会から報告をいただきました。これは、5回開催いたしまして、江府町にあります公共施設、特に新庁舎が建設されるのに伴いまし

て、使わなくなります施設を中心にそのほか旧小学校とかそういったものについて民間の委員さんにご意見をいただきました。その結果、今度また議会の最終日になると思うんですけども、全員協議会のところでまた詳細をご説明させていただきたいというふうに思います。

めくっていただきまして3ページでございます。高齢者顕彰でございますが、1番上ですけども、これ毎年行っています。95歳以上の方に記念品を贈らせていただいておりますけども、今年度から初めての趣向で、4種類の商品の中から選んでいただくということを始めてみました。毛布と枕とすき焼きセット、フルーツセットということで、この4つから選んでいただいて、後程、えんちゃんからお届けするというような仕組みにいたしております、結構好評だったというふうに感じております。

めくっていただきまして5ページでございます。中程のところに全日本ろうあ連盟の70周年記念映画「咲む」というロケが行われました。これに関しましては町民の皆さんにもエキストラで出演をさせていただきまして、平井鳥取県知事も村長役ということで御出演いただきました。来年夏にも公開予定ということでございます。全国に公開されて江府町役場の古い庁舎が目に残るといってございまして、記念になるのかなというふうに思います。おそらく3月頃になりますと、試写会といえますか、地元江府町の方での上映会も行われるというふうなことも伺っております。

続きまして、6ページでございます。2件お米のコンテスト、静岡の分と国際大会と2つございます。静岡の方でございますけども、最終ノミネートされた芦立大和さんと、阿部朝親さん、それぞれトップ30ということで、金賞受賞されております。そして、21回の千葉県の木更津であった分ですけども、これは芦立大和さんの分が都道府県の代表の部門ということで、賞を受賞されております。

めくっていただきまして7ページでございます。西ノ島町交流ということで今年度40周年ということで、ツアーを計画しておりましたけれども、台風が接近したために中止となりました。また、改めて来年度計画をいたしたいというふうに考えております。期を同じくして、西ノ島町でも新庁舎を建設をされておりますので、その辺りあるいは図書館、これが結構参考になるということですので、その辺りの視察も含めたところで交流が出来ればというふうに考えております。

めくっていただきまして、9ページ目でございます。中程より下の令和元年11月19日に全国治水砂防促進大会と併せて大山砂防連絡協議会、これの中央要望というのを行いました。青木参議院議員が今、国土交通副大臣をしておられまして、直接お話をする機会をいただきました。結構いい返事をいただいております。やはり砂防事業は、この災害用防災減災の非常に役に立つ

ということで、非常に前向きな言葉をいただきましたので期待をさせていただいているところでございます。

10ページ目でございますけども、中ほどから江府小学校の発表会、中学校の文化祭、そして中学生議会、江府町内の子どもたちが一生懸命頑張っておりますので、この子どもたちがこれからも引き続き頑張って伸びていっていただけるように、そんなことをこれからも引き続きやっていきたいというふうに考えております。

めくっていただきまして11ページでございます。中程より下に町人権・同和教育研究集会と江府中学校のPTA人権講演会を開催いたしました。今回も、福永さん、一人芝居をやっていただきまして、結構悩める中学生がどうすればいいのかなということを非常に分かり易く演じていただきましたので、かなり見ていた中学生の心に響いたんじゃないかなというふうに思います。若干、教育に関して、結構福永さんはお考えを持っておられるようですので、これからもいろいろとお知恵をお借りできる機会があるのかなと感じた次第でございます。

12ページでございます。中程より下に江府町の文化祭を開催しております、舞台発表ということで私も出させていただきました。先日も第36回の解放文化祭にも出演させていただきました。機会がありましたら、参加をいたしたいと思いますが、かなり練習に時間を要しておりますので、公務との関係で調節をしていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第94号 から 日程第10 議案第100号

○議長（上原 二郎君） 日程第4、議案第94号、江府町印鑑条例の一部改正についてから、日程第10、議案第100号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）まで、以上7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第94号でございます。江府町印鑑条例の一部改正についてでございます。本案は、住民基本台帳施行令及び印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正によって、希望者の住民票に旧姓の併記が可能となることに伴い、江府町印鑑条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第95号でございます。江府町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

についてでございます。本案は、国の災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴い、災害援護支援金の貸付要件の緩和などについて、江府町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第96号でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本案は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されることが無いよう、関係条例の一部を改正するための条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第97号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化を図るため、会計年度任用職員制度の導入に関する必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第98号でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の一部を改正するための条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第99号でございます。江府町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本案は、有害鳥獣駆除により捕獲した、イノシシ等の獣肉を地域資源として有効活用し、地域産業の活性化を図るため、ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する必要事項を条例で制定するものでございます。以上、6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第100号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）でございます。本案は、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計の総額に歳入歳出それぞれ4,079万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,306万6千円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、以上7議案の内容の詳細につきましては主幹課長より説明させます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 日程に従い、議案第94号から議案第100号まで、順次、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

日野尾課長。

○住民課長（日野尾 泰司君） 失礼いたします。そうしますと議案第94号、江府町印鑑条例の一部改正について説明をいたします。本案は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明書事務処

理要領の一部改正に伴い、この改正に対応するため自治事務である江府町印鑑条例の一部を改正するものでございます。1枚おはぐりください。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。まず、条例の第2条第2項第2号において、印鑑の登録が出来ないものについて規定されている下線部分を現在成年被後見人とある部分を意思能力を有しない者（（1）に掲げる者を除く。）と改正するものでございます。続きまして、旧姓を併記できることを規定するため、第5条第1項において改正前の下線部分を改正後の通り、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）に改正するとともに同条第1項第1号及び第2号において、改正後の下線部分の通り、旧氏の語句を挿入するものでございます。続きまして、2ページ目中段の第6条第1項第3号と第12条第2項第2号におきまして、旧姓が併記できることに伴い改正後の下線部分にあります語句の整備を行うものでございます。附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。議案第94号につきましては、以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて95号、池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第95号について説明をさせていただきます。江府町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国の災害弔慰金の支給に関する法律の改正が行われ、それに伴い、町条例の改正を行うものでございます。改正の主な内容につきましては、第4章の災害援護資金の貸付けに関する条項でございます。災害などで住宅が被災した場合、災害の種類や程度によって災害援護資金を借りて来ますが、第15条では、その償還にかかります必要事項が定めてあり、第3項では、事情により返済できない場合の特例に関する内容となっております。今回の改正で償還金の支払猶予あるいは償還免除に関しまして、貸付けを受けられた方が亡くなられたり、著しい心身の障害を受けられたり、また生活困窮の事態などにより返済が出来なくなったときは、利子の支払いや資金の返済が一部あるいは、全部免除される内容の改正などとなっております。またそれに伴いまして、個人の資産状況の報告や調査に関します内容の条項も追加となっております。議案第95条につきましては以上でございます。

○議長（上原 二郎君） どうぞ。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして、議案第96号でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。本案は、国の成年後見制度の利用の促進に関する法律の改正が行われ、成年被後見人等であることを理由として、不当に差別され権利の制限が設けられている制度の見



直しが行われ、それに伴いまして、成年後見制度に係る全ての関係法律条例等の見直し等を行うものであります。今回の町条例は、関係の4条例を改正いたします。第1条でございます、江府町消防団条例の一部改正についてでございます。欠格条項となっております、第5条第1号には、消防団員になることが出来ない団員として成年被後見人または、被保佐人とありますが、この条項を削除するものでございます。なお、2号以下につきましては、語句を修正するなど必要な改正を行っております。また、2条3条4条につきましても同様の改正を行うものでございます。

○議長（上原 二郎君） 第97号。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして議案第97号につきまして説明をさせていただきます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の制定についてでございます。1枚おはぐりいただきまして、第1条は、趣旨でございます。令和2年4月1日から、地方公務員法が改正されまして、会計年度任用職員制度が始まり、これまで臨時職員、非常勤職員として雇用しておりました方々が会計年度任用職員に移行となり、その給与及び費用弁償について定める条例となっております。第2条につきましては、給与についてでございます。給与や手当などの種類、支払い方法などを定めるものでございます。第3条では、フルタイム職員の給料の支払いのための給料表の指定などとなっております。後の方に付けております、9ページから13ページに明記をしております。現在の一般職員に適用しております、行政職給料表の1と同様のもの職務の級を1から3級まで設けております。第4条では、フルタイム職員の級、13ページになりますが、別表第2で等級別基準職務表を明記しております。適用する級を職務の基準により、3級に分類をしております。第5条では、フルタイム職員の適用する号給については、職務の内容、責任、知識、経験、資格等を考慮し、別に規則で定めるものというふうになっております。第6条につきましては、フルタイム職員の給与の支払日について定めるものでございます。一般職員と同様となっております。第7条、フルタイム職員の通勤手当から11条、宿日直手当までは一般の職員と同様でございます。13条では、期末手当に関するもので、これも一般職員と同様で現在では年間2.6カ月の支給となっております。年間6か月以上の勤務が条件でございます。第14条では、特殊勤務手当に関するもの、15条では、1時間あたりの給与単価の算出の方法、16条では、給料の減額についてであり、定められた休日や有給休暇以外に休んだ場合、時間単位で減額されるというような内容でございます。17条以降は、パートタイム職員に関する条文となっております。フルタイム職員以外は全てパートタイム会計年度任用職員となり、給料ではなく報酬という名称になります。報酬手当に関しましては、基本全てフルタイム職員と同様ですが、職員の正規勤務時間数でパートタイム職員の勤務時間数を除す形で報酬額手当等を決

定するということになります。27条でございます、外国語指導助手等の報酬ということで、以下3職種についての報酬は職務の特殊性、通常の一般的な業務と別の取り扱いが必要なため、ここで別に定めております。29条につきましては、より特殊な業務、現在想定のない業務につきましては、新たに別に定めるという条項となっております。以下30条31条で通勤手当、旅費等については、この条項で一般職と同様というふうな内容となっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて、第98号。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。これにつきましても、地方公務員法が改正になり、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、江府町職員定数条例など10条例の一部を改正するものでございます。おはぐりいただいて、第1条をご覧ください、定数条例でございます。一般職の定義があり、その中に下線の部分は除くとなっております。現在、教育長については、27年度から特別職となっており、改正後は除かれますが、臨時の職員とあります部分、ここでは、一般非常勤職員、臨時職員を指しますが、改正後は会計年度任用職員を除いた臨時的任用職員を指すものというふうになっております。2条以下9条例につきましても、地方公務員法の条文の改正等に伴い、指します条項の改正が行われ、それに併せ改正するものが主なものとなっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） そうしますと、第99号、江府町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

川上課長。

○農林産業課長（川上 良文君） 失礼いたします、それでは議案第99号、江府町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください、第1条、第2条は目的、設置について規定をしてございます。第3条、施設の名称は、江府町ジビエ解体処理施設。場所は、江府町大字美用530番地です。第4条、施設の管理は、指定管理者に行わせることが出来るとしております。第5条、施設を使用することが出来るものは、江府町に住所を要するもの、指定管理者が適当と認めたものとしてございます。1枚おはぐりいただきまして、下側、第8条でございます。損害賠償、施設、設備、備品等が破損した場合は、その損害を賠償しなければならないと規定してございます。附則といたしまして、この条例は、令和2年1月1日から施行するとしております。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 続きまして、第100号の一般会計の補正予算。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼します、議案第100号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,079万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,306万6千円とするものでございます。1枚おはぐりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正について説明させていただきます。まず、歳入について説明いたします。款70. 国庫支出金、項5. 国庫負担金77万5千円の増。児童扶養手当等のものでございます。次に、同じく項10. 国庫補助金1,960万6千円の減額でございます。これは、社会資本整備交付金の額の確定に伴う減額でございます。同じく15. 国庫委託金28万5千円の増。これは国民年金協力連携事務負担金の増額でございます。次に款75. 県支出金、項10. 県補助金、項10. 県補助金4億73万3千円の減額でございます。主にこれは、農林水産業関連の補助金の実績に基づく減額補正でございます。次に80. 財産収入、項5. 財産運用収入27万円の増額でございます。こちらは1住宅、旧武庫駐在所等の経過したための賃貸料を見込んでおります。同じく10. 財産売却収入142万4千円の増、こちらは除雪機のショベルローダーの売却代金でございます。次に款85. 寄附金、項5寄附金500万円の補正でございます。これは、ふるさと納税の増額の見込みでございます。款100. 諸収入、項20. 受託事業収入56万6千円の減額でございます。これは、鳥取県担い手育成機構から農地中間管理企業を委託しておりますが、その委託費の減額に伴うものでございます。同じく項25. 雑入65万3千円の増額でございます。こちらは、林道城山線の管理雑入でございます。各事業所からいただくものでございます。款105. 町債、項5. 町債2,430万円の減でございます。これは、先程説明いたしました社会資本整備支払交付金が減額されたことに伴いまして、事業を本年度見送ったものの地方債、過疎債も同じく、本年度執行しませんので減額させていただいております。改めまして、歳入合計4,079万8千円の減額で、補正後予算42億5,306万6千円としております。はぐっていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。歳出について説明いたします。款10. 総務費、項5. 総務管理費790万1千円の増。これは人件費や弁護士委託料の増額に伴うものでございます。続き10. 徴税費22万1千円、これにつきましても人件費等でございます。同じく15. 戸籍住民基本台帳費167万8千円の増でございます。こちらは印鑑登録等のシステム改修に伴うものが主なものでございます。同じく20. 選挙費8万3千円の増、これは選挙看板等のシールを印刷するものが主なものでございます。続きまして、款15. 民生費、項5. 社会福祉費123万8千円の減、これは主に人件費の減でございます。同じく10. 児童福祉費2

06万7千円の増、これは児童扶養手当交付金、児童手当の交付金の支払い増に伴うものでございます。同じく15. 生活保護費10万2千円の増、これも主に職員手当等人件費に伴うものでございます。次に20. 衛生費、項5. 保健衛生費17万6千円の増でございます。これは、風しんのクーポン券や人件費等含めました増額でございます。次に款30. 農林水産業費、項5. 農業費716万9千円の減でございます。これは主に農林の集落営農補助金ですとか多面的機能支払、実績に伴う減でございます。同じく10. 林業費107万5千円、これはイノシシ、シカなどの有害鳥獣の支払交付金に伴う増額でございます。次に款35. 商工費、項5. 商工費15万3千円の増でございます。これも主に臨時職員等の組み替えに伴うものでございます。次に、款40. 土木費、項5. 道路橋梁費4,267万円の減額でございます。こちら社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、橋りょう補修や各種ハード事業を今年度見送ったための減額に伴うものでございます。同じく10. 住宅費、補正額3千円でございます。こちらは佐川の住宅のテレビ組合の負担金でございます。次に45. 消防費、項5. 消防費57万8千円でございます。これは、消防団を退団した者の報償費の増額補正でございます。款50. 教育費、項5. 教育総務費35万5千円の増額でございます。こちらは人件費等でございます。同じく10. 小学校費16万4千円の増、こちらは西ノ島スキー教室のスキーレンタルリフト料などの増額補正でございます。3ページ目に下がります、15. 中学校費1万7千円の減額でございます。こちらは、学力調査等の委託費の減でございます。同じく20. 社会教育費390万5千円の減額でございます。これは主に退職等に伴う減額でございます。同じく25. 保健体育費41万1千円の増でございます。こちらは臨時職員等の人件費の増額でございます。次に款60. 公債費、項5. 公債費34万3千円の減額でございます。こちらのほうは利子償還費等の減額に伴うものでございます。次に款90. 予備費、項90. 予備費42万3千円の減額でございます。こちらの方は今回の補正に伴います一般財源の持ち出しに相当するものでございます。併せまして補正額4,079万8千円、補正後予算額42億5,306万6千円で計上しております。続きまして、4ページ目をご覧ください、第2表債務負担行為補正について説明させていただきます。2つの事業につきまして追加をさせていただければと思います。光通信制御機器集線スプリッタ保守管理業務につきましては、光の告知端末等、そういった事業を平成23年度から10年間の債務負担行為をさせていただきましてやっております。こちらの方の残りの限度額が1,173万3千円ですが、この度の消費増税に伴いまして、残り1年度でございましたので追加として令和2年度123万円を計上させていただいております。江府町立学校給食センター調理等業務委託につきましても、平成30年度から来年度まで3年間の債務負担をさせていただきまして、4,860万

円の限度額としておりますが、こちらも消費増税に伴いまして、来年度分と併せまして1,650万円の限度額にさせていただくというものでございます。次に5ページ目の第3表地方債補正をご覧ください。過疎対策事業といたしまして限度額を2億5,390万円とするものでございます。2,430万円の減でございます。こちらは歳入歳出のほうでも説明いたしました社会資本総合交付金等が減額になったことに伴いまして、それに過疎債を充てて事業をしておりましたので、その分今年度見送った分2,430万円限度額を減額させていただくものでございます。補正をされなかった額は変更ありませんで7億9,675万2千円となります。併せまして10億5,065万2千円の限度額としております。詳しくは6ページ目以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を付けておりますので、併せてご覧いただければと思います。以上により補正予算を編成しております。

---

日程第11 議案第101号 から 日程第13 議案第103号

○議長（上原 二郎君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

続きまして、日程第11、議案第101号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から日程第13、議案第103号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）まで、以上3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました議案についてご説明いたします。議案第101号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、予算の総額を3億3,888万9千円といたすものでございます。歳入において国庫支出金132万円の増額、これはシステム改修に係る国庫補助金でございます。歳出においては総務費132万円、保険給付費4万円の増額、予備費4万円の減額。これはシステム改修に係る委託料、葬祭費件数見込みに伴う増額で、予備費を減額し調整いたすものでございます。

議案第102号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の予算総額2億3,287万1千円内で組み替えいたすものでございます。歳出において総務費11万円の増額、医業費25万円の増額、これは職員手当等の調整、医科備品更新に伴う増額でございます。予備費を36万円減額し、調整いたすものでございます。

続きまして、議案第103号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ55万2千円を追加し、予算の総額を6億3,372万5千円といたすものでございます。歳入におきましては、国庫支出金55万2千円の増額、これは介護保険事業補助金18万3千円、保険者機能強化推進交付金36万9千円の増額でございます。歳出におきましては、サービス利用実績を見込む保険給付費内での組み替え、地域支援事業費18万8千円の増額、諸支出金5万4千円の減額、これは共済費等の調整、償還金に係る補正を行うものでございます。以上、特別会計補正予算3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。なお、主管課長の詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。以上です。

○議長（上原 二郎君） 提案理由の説明が終了いたしました。

---

#### 日程第14 議案第104号

○議長（上原 二郎君） 続きまして、日程第14、議案第104号、会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第104号でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてでございます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法第252条の7第3項で準用する同法第252条の2第3項、本文の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案内容の詳細につきましては、主管課長より説明させます。お聞き取りいただきご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 所管課長より議案の詳細説明を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第104号についてご説明をさせていただきます。地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、本規約の変更について協議をさせていただくものです。主な内容は、1枚おはぐりいただきまして、改正前、非常勤特別職あるいは非常勤職員とあります名称を改正後、会計年度任用職員と変更するものというふうになっております。以上でございます。

---

○議長（上原 二郎君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午前11時27分散会

---